附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、農林水産省の本省の定員は、令和五年九月三十日までの間においては、一三、九三六人とする。

○農林水産省令第二十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項、第二十条第三項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八十九条第二項、第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官） **第二条**　秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官一人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。 2～12　（略） 13　リスク管理指導官は、農林水産省の所掌事務に関する政策及び業務の実施に係るリスク管理に関する研修についての企画及び指導に関する事務を行う。 14・15　（略） （技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官） **第五条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十人、企画官七十八人、調整官九人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官二人及び食料自給率専門官二人を置く。 2～11　（略）	（調査官、業務改革推進専門官、人事調査官、人事企画官、管理官、人事企画調整官、秘書専門官、企画官、任用専門官、給与専門官、人事評価専門官、リスク管理指導官、栄典専門官及び監査官） **第二条**　秘書課に、調査官一人、業務改革推進専門官一人、人事調査官一人、人事企画官三人、管理官二十人、人事企画調整官一人、秘書専門官一人、企画官一人、任用専門官一人、給与専門官一人、人事評価専門官一人、リスク管理指導官二人、栄典専門官一人及び監査官一人を置く。 2～12　（略） 13　リスク管理指導官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に関する政策及び業務の実施に係るリスク管理に関する研修についての企画及び指導に関する事務を行う。 14・15　（略） （技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官及び食料自給率専門官） **第五条**　政策課に、技術政策室及び食料安全保障室並びに調査官二十一人、企画官七十八人、調整官七人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人及び食料自給率専門官二人を置く。 2～11　（略）

林野庁	四、六八九人	
水産庁	九九九人	
合計	一九、六二二人	

林野庁	四、七〇五人	
水産庁	九八七人	
合計	一九、八九一人	